

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年9月

神戸市人事委員会

人委調第266号
平成30年9月12日



神戸市会議長 北山 順一 様

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市人事委員会

委員長 川野 理

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告

	頁
1 報告の概要	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較	2
3 結び	11
(参考) 人事院勧告の概要(給与勧告の骨子)	13

別紙第2 勧告

15

別紙第3 職員の人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成	16
2 職員の勤務環境の整備	18
3 高齢期雇用	21
4 職員の服務規律	22
5 結び	22
(参考) 人事院報告の概要等(公務員人事管理に関する報告の骨子, 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改 正についての意見の申出の骨子)	23

参考資料

参考資料目次	29
第1部 市職員給与等の実態	30
第2部 民間給与等の実態	57
第3部 労働経済指標	72
(参考) 給与報告・勧告の手順	74

職員の給与に関する報告

1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、平成26年度以降、景気回復の影響が市内の民間企業にも及び、多くの企業において賃金引上げの動きがみられたことから、同年度以降、月例給、特別給とも4年連続の引上げとなった。

本年度の民間給与実態調査は、例年と同様の方法により、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給を詳細に調査した。

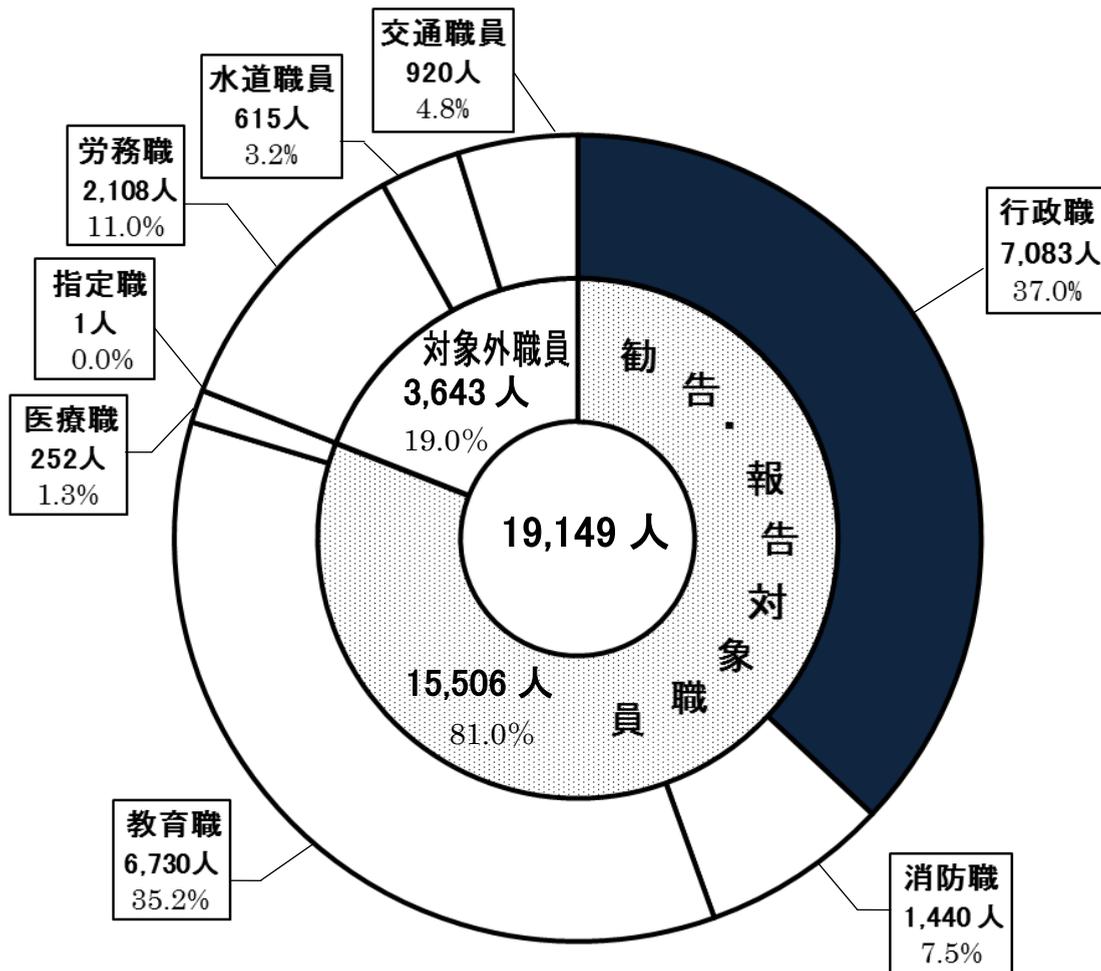
この結果をもとに、本市職員の給与と民間企業の給与を比較したところ、月例給については、職員の給与が民間の給与を445円(0.11%)下回っており、その較差解消のため、引上げを勧告することとした。また特別給についても、本市職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を下回っているため、0.05月分の引上げを勧告することとした。

2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

(1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職、指定職（計15,506人）である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p.30,p.31 参照)

勧告対象職員について

労務職員、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

また、行政職職員から平成30年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,739人で、給与の状況は第1表に示すとおりである。なお、行政職職員は、7,083人で平均年齢は41.0歳である。

第1表 職員の給与等の状況（較差比較対象職員）

項目		平成30年度	(参考)平成29年度
平均 給 与 月 額	給料	327,601円	327,449円
	扶養手当	8,911円	8,726円
	地域手当	41,627円	41,605円
	管理職手当	10,191円	10,021円
	住居手当等	5,776円	6,203円
	合計	394,106円	394,004円

(注) 1 平成29年度の給料については、平成19年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額及び平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

2 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項目		平成30年度	(参考)平成29年度
職員数		7,083人	7,100人
平均年齢		41.0歳	41.0歳
平均勤続年数		17.6年	17.7年
平均扶養親族数		0.78人	0.81人
男女別構成比		男性57.6% 女性42.4%	男性57.9% 女性42.1%
学 歴 別 構 成	大学卒	71.7%	70.0%
	短大卒	8.8%	9.5%
	高校卒	19.1%	20.1%
	中学卒	0.4%	0.4%

(2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。(参考資料 p.57 参照)

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、第2表に示すとおり、昨年度に比べて市内においては大学卒、高校卒ともに増加しているが、全国においては大学卒は増加し、高校卒はやや減少している。また、市内、全国ともに初任給を据え置いた事業所の割合が最も大きくなっている。

第2表 民間における初任給改定の状況

(単位：%)

		神戸市		
		増額	据置き	減額
大学卒	平成30年度	44.6	55.1	0.3
	平成29年度	40.1	59.9	0.0
高校卒	平成30年度	43.3	56.7	0.0
	平成29年度	29.5	70.5	0.0

(参考) 全国の状況

(単位：%)

		全国		
		増額	据置き	減額
大学卒	平成30年度	34.3	65.5	0.2
	平成29年度	32.0	67.8	0.2
高校卒	平成30年度	36.8	62.7	0.5
	平成29年度	36.9	62.7	0.4

(注) 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を100としたときの割合である。

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて市内、全国ともに増加している。また、ベースアップを中止した事業所は、昨年度に比べて市内においては増加している。一方、全国においては昨年度に比べて減少している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況 (単位：%)

		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	平成30年度	36.3	14.7	0.0	49.0
	平成29年度	29.2	13.1	0.0	57.7
課長級	平成30年度	28.2	14.8	0.0	57.0
	平成29年度	24.2	13.3	0.0	62.5

(参考) 全国の状況 (単位：%)

係員	平成30年度	30.5	6.0	0.1	63.4
	平成29年度	27.4	8.4	0.1	64.1
課長級	平成30年度	25.4	6.9	0.1	67.6
	平成29年度	23.0	8.9	0.1	68.0

次に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に比べて市内においては減少し、全国においては係員は横ばい、課長級は増加となっている。また、定期昇給を停止した事業所は、昨年度に比べて市内においては増加し、全国においてはほぼ横ばいとなっている。

第4表 民間における定期昇給の状況 (単位：%)

		定昇制度あり					定昇制度なし	
		定昇実施	定昇実施			定昇停止	定昇制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員	平成30年度	88.6	85.5	28.0	0.5	57.0	3.1	11.4
	平成29年度	89.9	89.9	23.7	4.3	61.9	0.0	10.1
課長級	平成30年度	78.8	77.1	23.6	0.5	53.0	1.7	21.2
	平成29年度	79.0	79.0	16.9	4.4	57.7	0.0	21.0

(参考) 全国の状況 (単位：%)

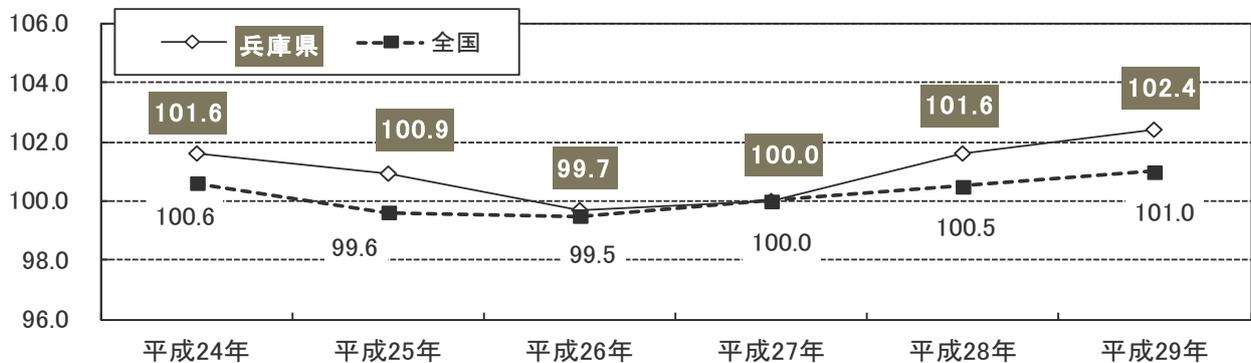
係員	平成30年度	88.4	87.1	30.1	4.1	52.9	1.3	11.6
	平成29年度	88.5	87.1	27.2	5.2	54.7	1.4	11.5
課長級	平成30年度	82.4	81.0	27.4	4.2	49.4	1.4	17.6
	平成29年度	82.1	80.7	24.5	4.9	51.3	1.4	17.9

(3) 賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成27暦年平均=100)は、平成29年平均は全国で101.0と昨年より0.5ポイント上昇している。また、兵庫県も102.4と昨年より0.8ポイント上昇している。参考までに、直近の平成30年4月においては、兵庫県は106.9で、前年同月(103.5)より3.4ポイント上昇しており、全国は102.8で、前年同月(102.1)より0.7ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

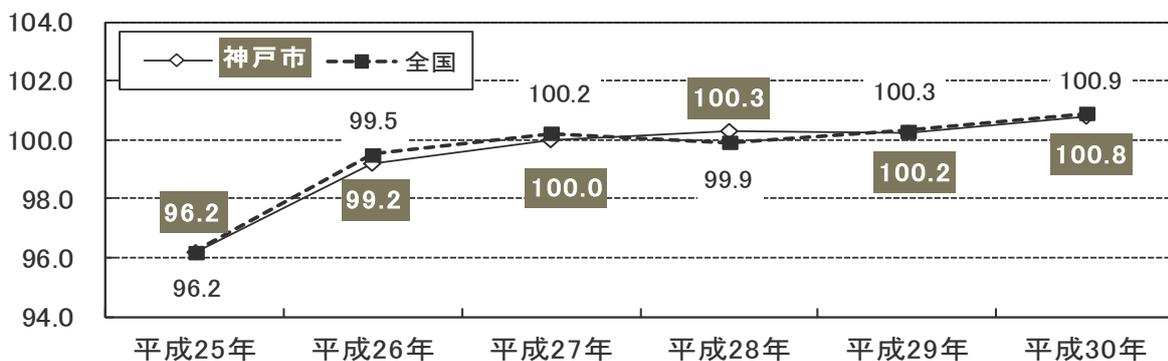


(注) 全国、兵庫県ともに、平成27暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

イ 物価及び生計費の動向

平成30年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり100.8となり、全国とほぼ同じ水準となっている。

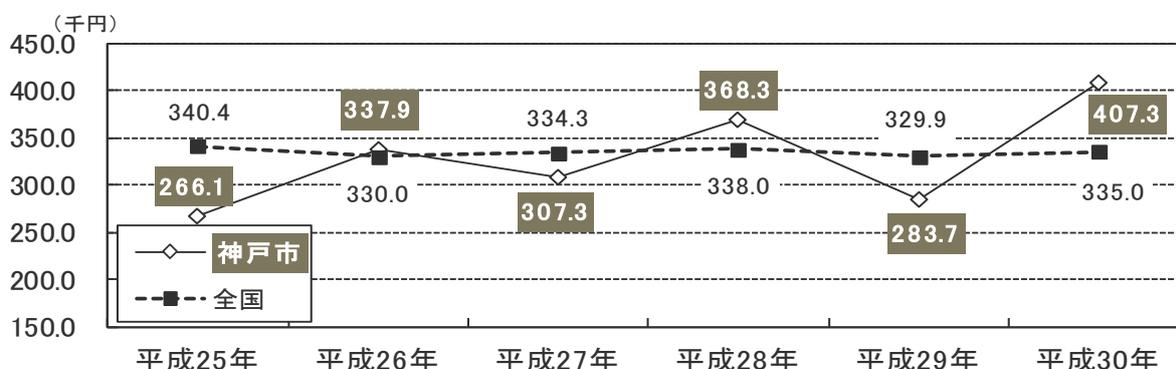
図3 消費者物価指数の推移(各年4月)



(注) 全国、神戸市とも、平成27暦年平均を100とした指数である。

また、「家計調査」(総務省)によると、図4に示すとおり、平成30年4月の勤労者世帯の消費支出は、神戸市は407,254円、全国は334,967円となっている。

図4 消費支出の推移(各年4月)

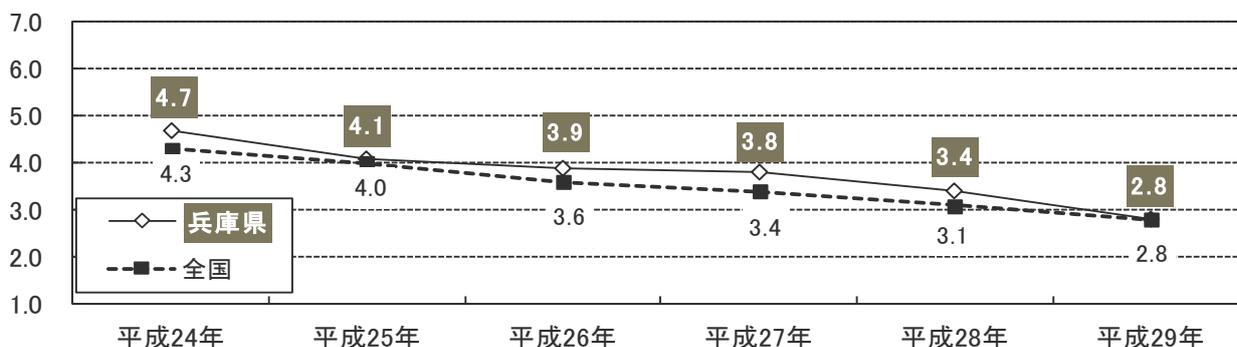


- (注) 1 全国及び神戸市ともに二人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を含む)の消費支出である。
- 2 消費支出とは、日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額で、支出の目的により、食料、住居(ローンは除く)、光熱水、家具・家事用品、被服、保険医療、交通・通信、教育等に大別される。

ウ 雇用情勢等

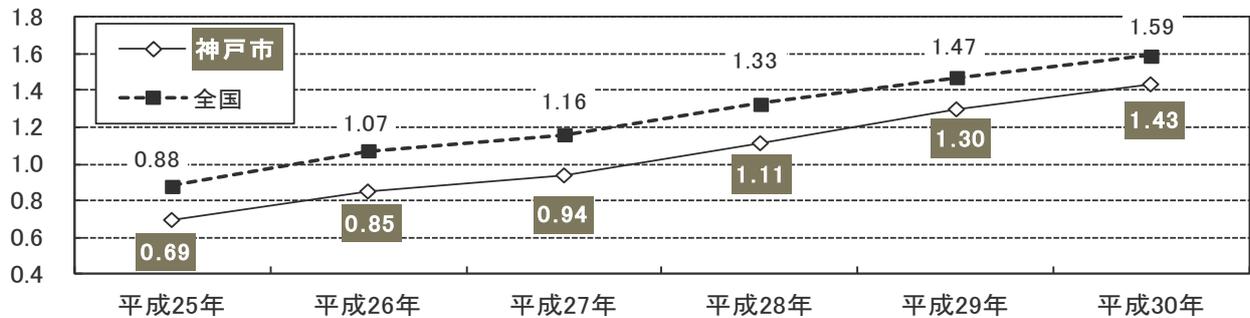
「労働力調査」(総務省)によると、図5に示すとおり、完全失業率は年々改善が見られ、平成29年は、兵庫県、全国ともに2.8%となっている。参考までに、直近の平成30年4月から6月の平均値は、兵庫県は2.4%(平成29年同期は3.0%)、全国においては2.5%(平成29年同期は3.0%)となっている。

図5 完全失業率の推移(暦年平均)



また、「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」(厚生労働省)によると、図6に示すとおり、雇用情勢の先行指標である有効求人倍率は、昨年4月と比較すると、神戸市は1.43倍と改善の傾向が続いているものの、数値自体は全国よりも低い水準にとどまっている。

図6 有効求人倍率の推移(各年4月)



(注) 有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である。(有効求人数/有効求職者数) 全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

(4) 民間給与との比較結果

ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり445円(0.11%)下回っている。

第5表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
394,551円	394,106円	445円(0.11%)

(注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

イ 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表に示すとおり、平均給与月額(昨年は4.42月分)に相当しており、本市職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数(4.40月)は、民間事業所の支給月数を0.05月分下回っている。

第6表 特別給の支給割合の比較

期間	民間	職員	民間-職員
下半期	2.19月分	2.275月	△0.085月
上半期	2.26月分	2.125月	0.135月
年間	4.45月分	4.40月	0.05月

(注) 下半期は平成29年8月から30年1月まで、上半期は30年2月から7月までの期間をいう。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
2 1	△205	△0.05	4.15
2 2	△203	△0.05	3.95
2 3	(△56)	(△0.01)	↓
2 4	△945	△0.22	↓
2 5	(△89)	(△0.02)	↓
2 6	1,014	0.25	4.10
2 7	907	0.22	4.20
2 8	721	0.18	4.30
2 9	237	0.06	4.40
3 0	445	0.11	4.45

(注) 平成 23, 25 年度は給与改定の勧告を見送った。

3 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を445円（0.11%）下回っている状況である。

特別給（期末・勤勉手当）については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.40月）が市内民間事業所の支給月数（4.45月）を0.05月分下回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次のとおりとすることが適切であると判断した。

（1）給料表

行政職給料表については、国の行政職俸給表（一）及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、それぞれに対応する国の俸給表の改定に関する考え方を考慮のうえ、改定を行う必要がある。

（2）初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告を考慮のうえ、改定する必要がある。

（3）宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告を考慮のうえ、改定する必要がある。

(4) 特別給(期末・勤勉手当)

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.05月分引き上げる必要がある。

また、本年度12月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手当の支給割合については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、見直す必要がある。

支給月数(一般の職員の場合)

	6月期	12月期	計
本年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)	2.60月
勤勉手当	0.90月 (支給済み)	0.95月 (現行0.90月)	1.85月
計	2.125月	2.325月	4.45月
31年度 期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月	1.85月
計	2.225月	2.225月	4.45月

(5) 改定の実施時期等

(1)、(2)及び(3)については、平成30年4月1日から、(4)については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

(参考) 人事院勧告の概要(平成30年8月10日)

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返り分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、職員の給与について、民間との給与較差等（月例給 445 円 0.11%，特別給 0.05 月）を基本として、次の措置を執られるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

神戸市職員の給与に関する条例に規定する給料表については、国の俸給表及び他の政令指定都市における同種の給料表の改定傾向を考慮のうえ、本市職員の実態に適合した必要な改定を行うこと。

(2) 初任給調整手当

人事院勧告を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

(3) 宿日直手当

人事院勧告を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

(4) 期末・勤勉手当

支給月数及び支給割合について、民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

2 改定の実施時期

1の(1)、(2)及び(3)については、平成30年4月1日から、1の(4)については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施すること。

職員の人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成

阪神・淡路大震災後の行財政改革により、教職員を除く職員総定数は震災当時の約3分の2となり、また、職員数削減の過程で新規採用を抑制した結果、45歳以上の職員が約半数を占める一方、30歳代の職員が非常に少ない年齢構成となっている。

このような中で、本市が若者に選ばれるとともに、誰もが活躍するまちとなるためには、「神戸市人材育成基本計画」において定める「チャレンジ精神・リーダーシップ・デザイン力」を備えた人材を確保する必要がある。

また、全ての職員が、共通して有するべき基礎的な資質を備えるよう、職務経験、人事評価、研修を連携させながら育成していくとともに、能力及び実績に基づく人事管理を徹底していく必要がある。なお、管理監督者においては、適切な目標設定や評価等に努めるとともに、部下と十分なコミュニケーションを図り、その内容を共有することが重要である。

(1) 職員採用

求める人材へのアプローチとして、市内外で開催する就職説明会において、若手職員が本市で働くことの魅力を伝えたり、技術職員による出身大学の研究室等での広報活動、SNSを利用した親しみやすくタイムリーな情報発信等を行ってきた。本年度は更に、市役所で働くことにより自分が具体的にどう成長するかといったことや働きやすさ、職場の雰囲気、福利厚生など学生が真に知りたい情報をより積極的・効果的に届けるため、採用のホームページに職員の体験談を掲載したり、口頭で伝えていた内容をリーフレットにして手渡す等の工夫も行っている。

また、新たに導入し、全庁一丸となって推進している神戸市職員採用ナ

ビゲーター制度やインターンシップの拡充は、市のビジョン、職員、職場への理解を深め共感してもらうための取組としてその効果が期待される。

今後も、社会情勢の変化や人材獲得競争の激化に対応するため、試験日程の前倒しのほか、大学等のカリキュラムの多様化に合わせた新たな採用方法や試験制度のあり方について絶えず検討を重ねていく。

(2) 職員研修

研修は、職員の能力向上・能力開発、意欲・意識の醸成に大きな役割を果たしており、本市では「神戸市人材育成基本計画」に基づき、階層別・テーマ別研修や、OJT、自己啓発支援、民間企業等への派遣研修を実施している。今年度は、部下のモチベーションアップ及びハラスメント防止等を主な内容とした「職場内コミュニケーション研修」を新たに実施するほか、民間企業等への派遣研修の拡充、eラーニングの試行実施等の取組が行われている。

今後は、社会の情報化・グローバル化が進展する中で、職員のモチベーションを高めるとともに、国際感覚・識見を持った人材を育成するため、長期海外留学派遣制度の再開等についても検討していく必要がある。

(3) キャリア形成

職員が意欲を持ち、常にその能力を向上させていくことは、市役所が組織として十分に機能を発揮し続ける上で非常に重要である。

そのため、本市では、職種や試験選考区分にとらわれず職員の能力や適性、意欲を活かせる人事異動に取り組むとともに、特に専門的知識を要する領域については、当該領域に長期間在籍するスペシャリストの養成を進めようとしている。

一方、平成 28 年度より能力及び実績に基づく人事管理を行うことを趣旨とした人事評価制度を導入しているが、当制度の客観性、納得性を確保するため、評価者は年間を通して対象者とコミュニケーションを図り、必要な指導、助言を行い、特定の客観的基準に基づいて評価を行うことが重

要である。今後、人事評価制度を適正に運用していくためには、課長級・係長級への昇任時だけでなく、継続して評価者に対して研修を行い、評価を部下に伝える力を高めていくことが必要である。

更に、当該人事評価の結果を昇任・昇格に積極的に活用していく中で、係長昇任選考等の公平かつ適正な実施が求められる。

また、係長職の処遇改善についてはこれまでも取り組まれてきたが、引き続き、係長職・管理職のやりがいや魅力を発信するとともに、昇任意欲を支える環境づくりについて検討していく必要がある。

2 職員の勤務環境の整備

(1) 神戸市における働き方改革

現在、官民をあげて「働き方改革」を推進している。本市においても、職員のモチベーションや資質の向上を図るとともに、市役所全体がチームとして、明るく、風通しの良い、働きがいのある職場になり、そして、市民のためにより高いパフォーマンスを発揮する市役所となることを目指して、①働き方改革の意識醸成、②多様な働き方の推進、③業務の省力化・生産性向上、④時間外勤務の縮減の4項目を柱として働き方改革を進めている。

このうち、働き方改革の意識醸成については、管理監督者が、リーダーシップを発揮して、業務の計画的な執行や事務の簡素効率化、適正な事務配分等をより一層推進し、職員全体の意識醸成につながる努力を行う必要がある。

多様な働き方の推進については、在宅勤務やフレックスタイム等の制度が整いつつあり、利用者も増加しているが、管理監督者が積極的に声掛けを行う等、今後更に、各制度を利用しやすい職場風土となるよう取り組む必要がある。

業務の省力化・生産性向上については、「平成30年度神戸市働き方改革推進方針」に掲げた重点項目を踏まえて、働き方改革のめざす姿を明確化し、その実現に向けた3か年の取組内容を記した「ロードマップ」に沿っ

て確実に実行していく必要がある。

時間外勤務の縮減については、これまでの取組の成果として、増加傾向にあった職員1人当たりの時間外勤務時間数が、平成29年度から減少に転じたことは評価できるところである。

一方、人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告において、超過勤務命令の上限を人事院規則で原則1月45時間・1年360時間と設定する等の措置を講じていくと示されている。常態的に時間外勤務を行うことは、職員の肉体的・精神的な負担を増大させるとともに、組織の活力を著しく損なうことに繋がるほか、仕事と家庭生活の両立を困難にするものである。本市においても、長時間労働をしないという職員の意識醸成に努めることや業務改革を更に推進することで一層の時間外勤務の縮減を図る必要がある。

(2) 教職員の多忙化対策

「神戸市教育大綱」では、「教員が、子どもに向き合う時間を確保し、学級経営などを円滑に進めるため、自分でコントロールできる時間を確保することが大切であり、更に幅広い人間性を身に付けるためにも、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要であることから、教員の多忙化対策に取り組む」としている。教育委員会においては、昨年度に引き続き、弾力的な教職員の配置、マネジメント機能の強化、ICTや外部人材の活用を拡充するほか、新たに、学校の事務機能の強化等に取り組んでいる。また、国の「学校における働き方改革に関する緊急対策」を受け、学校園で取り組むべき事項も含めた業務改善方針・計画の策定を進めているところである。

本委員会としては、これらの取組と合わせて、教育委員会と学校の連携・協力体制の一層の強化が図られることにより、教育現場の環境が更に改善され、教職員がその力を十分に発揮できるようになることを期待するところである。

(3) 庁舎移転

三宮の再整備にかかる庁舎移転が本年度より進められている。庁舎移転にあたっては、ICT の活用も含めた職場環境の改善に取り組むとともに、これまで以上に職場が分散することになるため、組織間の意思疎通が十分に図られるとともに、職員の過度の負担に繋がらないような仕組みを整える等、市役所全体として組織力を高め、行政サービスの維持・向上を図ることが必要である。

(4) 職員の健康確保・安全衛生

心身両面の健康の確保は、職員やその周囲の人のためであることはもちろん、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。

長時間勤務者への健康対策については、時間外勤務が一定期間以上続いている職員に対して健康への注意喚起を行っている。また、メンタルヘルスチェックの実施を通じて、セルフケアへの活用、産業医・保健師・心理職等専門家による高ストレス者等への支援を行うとともに、メンタルヘルスチェックの結果を職場ごとに分析し、過度のストレスの原因となりうる職場環境の課題を明らかにすることにより、各任命権者における職場環境改善の取組を推進することで、働きやすい職場づくりを実現することが期待される。

職場環境の安全確保については、本委員会としても労働基準監督機関として、事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいるところであるが、各職場においても、安全教育の実施や職員相互の声掛け、話し合いを奨励する等、日常の継続した取組を励行するとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させる等、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。

(5) 各種ハラスメントに対する取組

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメ

ントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、職場全体の活力と機能を低下させ、円滑な公務の運営を妨げかねない問題である。本委員会で実施している苦情相談においても、これらハラスメントに関する相談を受けることがある。

職員同士が活発なコミュニケーションを通じて相互理解と相互尊重を育むことはもちろん、任命権者においては、各種ハラスメントの防止に向けた具体的な取組を推進していく必要がある。

(6) 臨時・非常勤職員の適正な任用等

昨年5月、地方公務員法及び地方自治法が改正され、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化がなされるとともに、一般職の非常勤職員について会計年度任用職員制度が創設され、同職員の任用等に関する制度の明確化がなされた。

本市においても、法改正の趣旨に則り、各職場における臨時・非常勤職員の実態把握を十分に行いながら、今後、職務内容や勤務形態等に応じて任用根拠を整理し、勤務条件等について国や他の自治体の状況も踏まえながら検討を行い、2020年4月の法施行に向けて、制度の適正かつ円滑な実施のための準備を進めていくことが必要である。

3 高齢期雇用

人事院は、本年の給与勧告と合わせて、国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、若年労働力人口が減少する中、質の高い行政サービスを維持するには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要と述べている。また、定年の引上げに当たっては短時間勤務制や役職定年制を導入するほか、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定することとしている。

本市においては、引き続き意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環

境を整えるとともに、再任用職員の知識や経験を活用することにより、市民サービスの向上に寄与することが求められる。また、今後の定年の引上げに向けた国や他の自治体の動向を注視し、対応を検討していく必要がある。

4 職員の服務規律

職員の綱紀粛正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及し、任命権者からも、機会あるごとに綱紀粛正通知が出されてきたところであるが、依然として市民の信頼を損ねるような不祥事が発生している。任命権者においては、不祥事の未然防止に向けて、今後ともあらゆる機会を通じて、コンプライアンスの推進に取り組む必要がある。

また、職員においては、コンプライアンス共有理念のもと、改めて法令順守、公正・公平な職務執行を確保するとともに、職務外においても、市民の信託に応えるべき公務員としての責任を自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民からの信頼に応えるよう精励されることを要望する。

5 結 び

本委員会としては、以上述べたとおり、本市職員にかかる諸課題について取り組んでいくことが必要であると考えます。

職員においては、行政への需要が複雑・多様化する中で、日々職務に精励し、市民サービスの向上に懸命に努力されてきた。本委員会としては、このような職員の努力に深く敬意を表すものである。

市会及び市長におかれては、職員の給与等に関する報告及び勧告制度についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

(参考) 人事院報告の概要等(平成30年8月10日)

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上の職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

- ※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討
- 関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

参 考 资 料

参考資料目次

第1部 市職員給与等の実態

	頁
平成30年度市職員の給与等の実態調査の概要	30
第1表 職員構成総括	32
第2表 給料表別, 級別, 号給別人員	36
第3表 給料表別, 級別, 年齢別職員数・平均給料月額	50
第4表 ラスパイレス指数	54
第5表 扶養手当の支給状況	54
第6表 管理職手当の支給状況	55
第7表 住居手当の支給状況	55
第8表 再任用職員の給料表別, 級別人員	56

第2部 民間給与等の実態

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	57
第9表 産業分類別, 企業規模別調査事業所数	59
第10表 対応級表	59
第11表 企業規模別, 職種別, 学歴別給与月額等	60
第12表 民間における学歴別, 企業規模別初任給	69
第13表 民間における初任給の改定状況	69
第14表 民間における昇給制度の状況	70
第15表 民間におけるベース改定の実施状況	70
第16表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	71
第17表 民間における住居(住宅)手当の支給状況	71
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	71

第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標	72
(参考) 給与報告・勧告の手順	74

第1部 市職員給与等の実態

平成30年度市職員の給与等の実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、平成30年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児短時間中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 専従退職者
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 臨時的任用職員
- (9) 労務職員
- (10) 企業職員（水道職員，交通職員）
- (11) 休職中の職員
- (12) 自己啓発等休業中の職員
- (13) 配偶者同行休業中の職員

3 集計

集計は、上記対象職員の全員について行った。

4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（1）	公立大学法人以外の大学に勤務する教授， 准教授，講師，助教及び助手
4 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長，教頭，教諭， 養護教諭，助教諭，実習助手等
5 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長，教諭，養護教諭等
6 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長，教授， 准教授，講師，助教及び助手
7 教育職給料表（5）	小学校，中学校，義務教育学校又は特別支 援学校に勤務する校長，教頭，主幹教諭， 教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師， 養護助教諭及び栄養助教諭等
8 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する医師及び歯科医師
9 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所 等に勤務する薬剤師，栄養士，保健師，看 護師等
10 指定職給料表	公立大学法人以外の大学に勤務する学長

第1表 職員構成総括

区分 給料表	職員数(人)			平均給与月額(円)			
	計	男	女	計	給料	扶養手当	地域手当
行政職	7,083	4,078	3,005	387,200	322,020	8,582	40,974
消防職	1,440	1,391	49	389,073	321,447	16,323	41,117
教育職(1)	58	11	47	459,373	402,655	3,431	48,730
教育職(2)	434	319	115	479,028	405,186	13,192	50,708
教育職(3)	132	6	126	408,196	346,630	3,208	43,158
教育職(4)	90	83	7	516,363	435,010	16,539	54,622
教育職(5)	6,016	2,830	3,186	419,734	356,584	7,543	44,555
医療職(1)	15	7	8	717,794	515,147	7,333	98,381
医療職(2)	237	14	223	379,461	324,977	4,162	40,232
指定職	1	0	1	990,080	884,000	0	106,080
合計	15,506	8,739	6,767	404,005	339,140	8,939	42,824

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

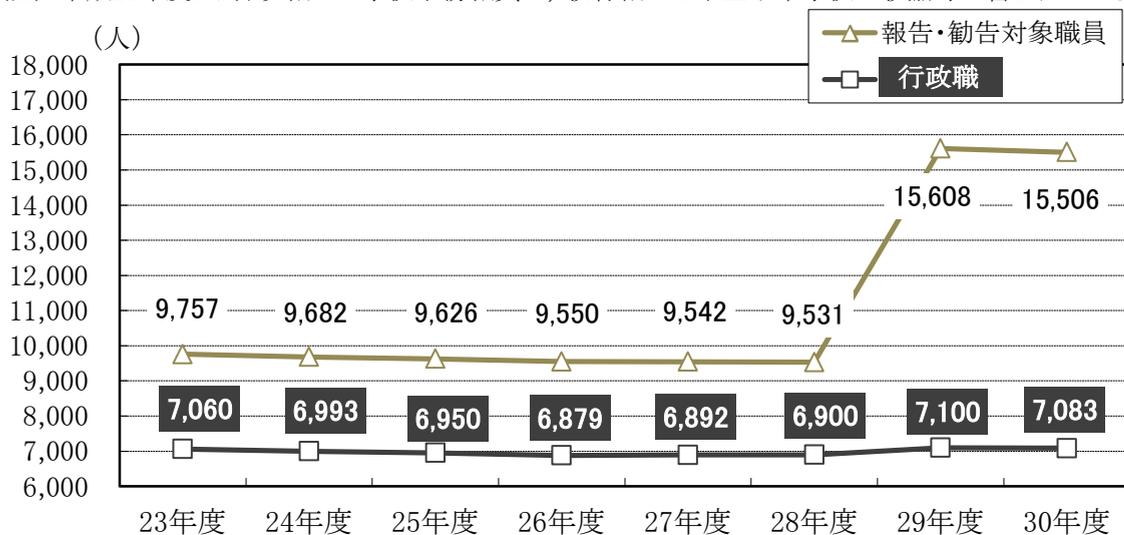
2 「合計」は支給総額を対象人員で除いたものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 (人)			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
9,904	5,720	0.78	41.0	17.6	5,075	624	1,356	28
4,558	5,628	1.53	41.1	19.6	541	122	777	
0	4,557	0.33	46.6	7.3	58			
4,194	5,747	1.18	47.4	20.1	419	10	5	
9,818	5,381	0.29	39.6	12.3	101	31		
3,633	6,559	1.52	45.9	14.1	90			
5,760	5,292	0.69	40.9	15.0	5,874	142		
92,400	4,533	0.67	52.9	8.5	15			
5,532	4,558	0.38	42.3	17.8	201	36		
0	0	0.00	64.0	5.0	1			
7,578	5,525	0.82	41.2	16.8	12,375	965	2,138	28

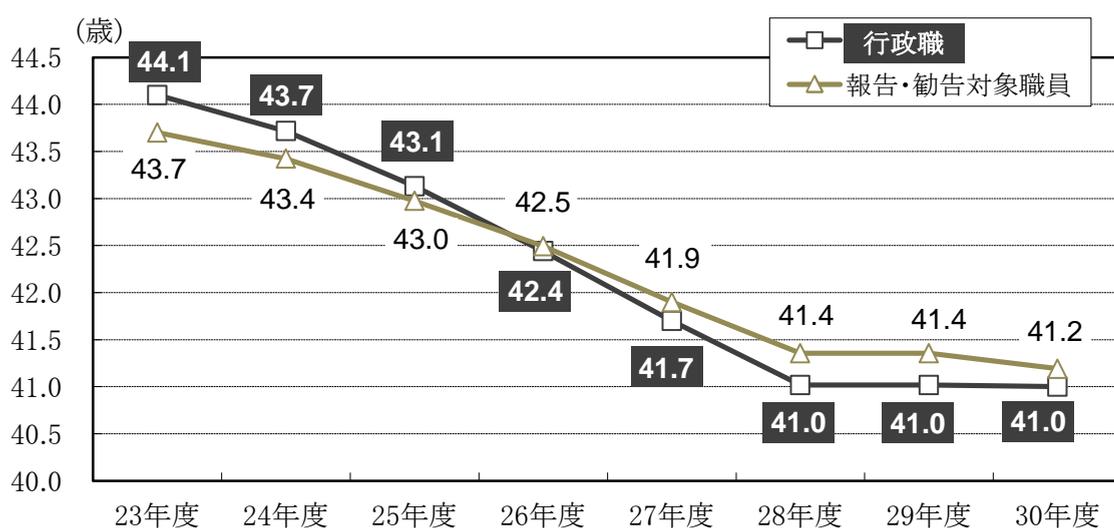
〈参考〉 報告・勧告対象職員数の推移

年	報告・勧告対象職員					
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	合計
23年度	7,060	1,438	957	301	1	9,757
24年度	6,993	1,440	944	304	1	9,682
25年度	6,950	1,455	923	297	1	9,626
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550
27年度	6,892	1,461	905	283	1	9,542
28年度	6,900	1,454	897	279	1	9,531
29年度	7,100	1,443	6,814	250	1	15,608
30年度	7,083	1,440	6,730	252	1	15,506

(注) 平成29年度より行政職には学校事務職員が、教育職には市立小中学校の教諭等が含まれている。



〈参考〉 平均年齢の推移

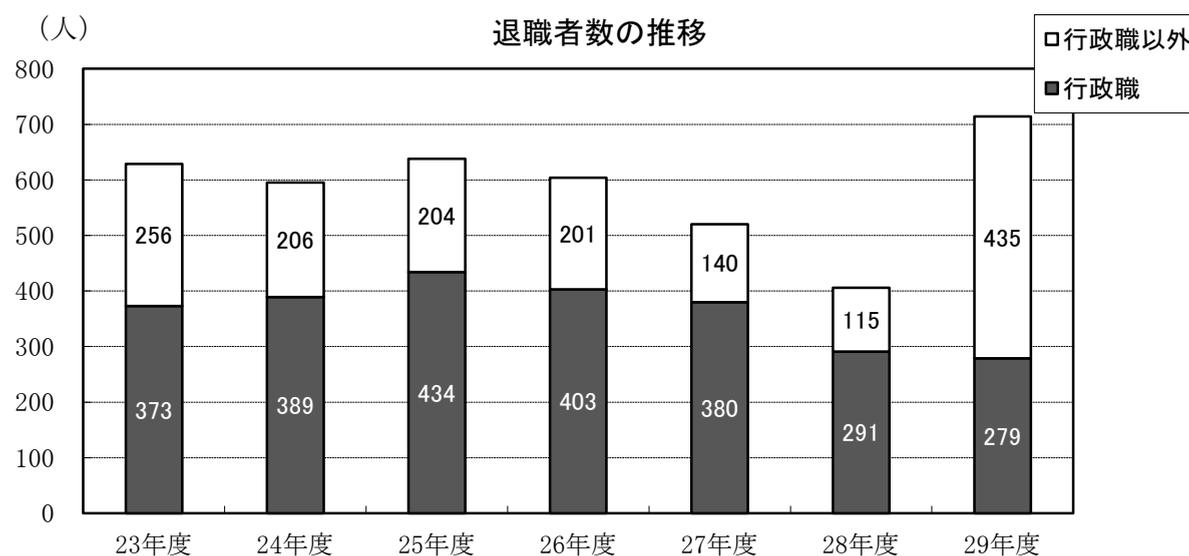
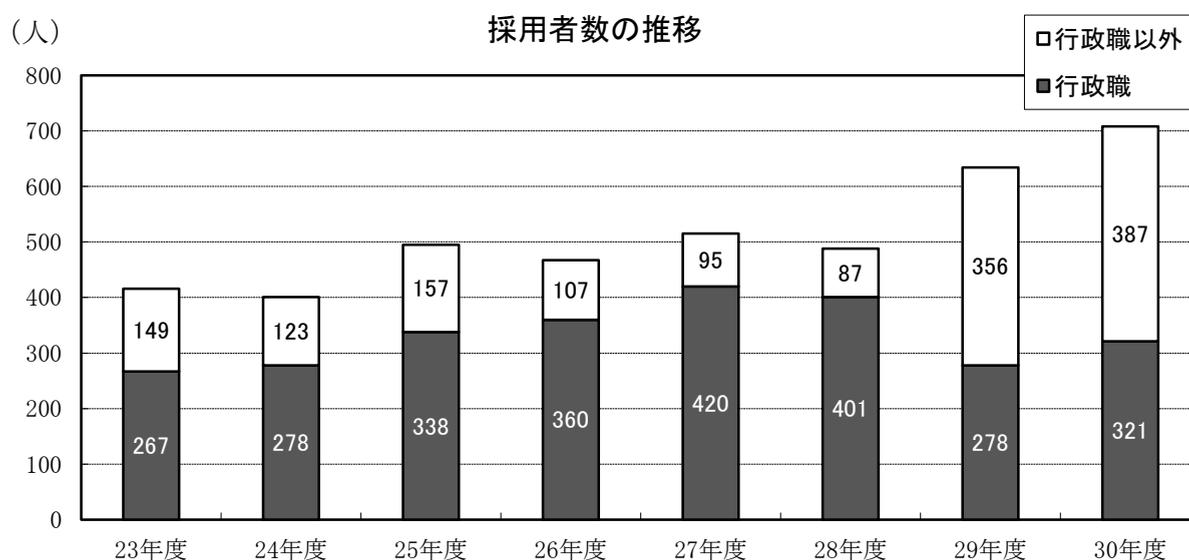


〈参考〉採用・退職者数の推移

	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
23年度	267	373	▲ 106	416	629	▲ 213
24年度	278	389	▲ 111	401	595	▲ 194
25年度	338	434	▲ 96	495	638	▲ 143
26年度	360	403	▲ 43	467	604	▲ 137
27年度	420	380	40	515	520	▲ 5
28年度	401	291	110	488	406	82
29年度	278	279	▲ 1	634	714	▲ 80
30年度	321	…	…	708	…	…

(注) 1 平成30年度の数字は、平成30年4月1日採用者の人数である。

2 平成29年度より行政職には学校事務職員が、報告・勧告対象職員には市立小中学校の教諭等が含まれている。



第2表 給料表別，級別，号給別人員

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5	17							
6	3						1	
7	1	24						
8		5		2	10			
9	1	2		1	3			
10	27	151			2			
11	4	19			1			
12		8	1		36			
13	18	4	8		10		1	
14	22	5	8		4			
15	5	174	116		7			
16	1	19	15		11			1
17	1	12	21		10			1
18	25	26	12		6			
19	3	210	118		8			1
20	2	28	20		24			
21		13	19		12			2
22	2	13	14		11			1
23	1	178	19		6			2
24	1	30	36		22			1
25	181	34	28		6			
26	2	23	16		6			1
27	3	153	21	2	4			4
28	4	38	43		12			2
29	5	32	25		7			1
30	3	17	19		4			1
31	4	21	16		8	1		6
32		13	39	1	14			3
33	17	17	15		6			
34	7	16	19	1	7	1		1
35	3	11	19		5	1		4
36		12	24	4	32		3	1
37	8	6	15	5	8	2	3	2
38	4	7	15	2	6	5	14	1
39	1	8	14	1	11	5	9	3
40		10	14	3	19	4	11	
41	2	4	14	5	12	6	10	
42		9	10	8	10	11	9	
43	1	9	13	6	4	6	5	
44	2	5	14	6	15	9	12	
45	2	13	9	7	9	8	10	
46		3	8	10	5	18	8	
47		5	11	6	10	17	7	1
48		9	16	12	19	17	5	1
49	2	7	16	9	7	12	7	
50		2	7	7	2	15	4	2
51		7	12	10	7	13	1	
52		7	17	11	11	22	3	
53		1	7	16	4	8	4	
54		8	4	12	6	24	3	
55		3	12	16	6	20	3	
56		1	12	15	12	23	2	
57		2	8	30	6	14	1	
58		4	9	19	11	27	3	
59			8	15	12	19	2	
60		3	10	17	16	15	4	
61		4	3	38	8	11	2	
62			3	24	6	23	2	
63			7	11	19	21		
64			1	23	16	18	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
65			3	35	11	4		
66			2	30	10	19	1	
67			5	48	25	8		
68			3	14	15	9		
69			1	45	7	8		
70			1	34	6	12		
71			3	43	13	11		
72		1	3	17	22	5		
73			4	26	9	5		
74			2	50	8	6		
75				32	13	3		
76			2	33	26	6		
77		1	2	61	10	8		
78			2	56	11	7		
79			2	46	14	2		
80			3	25	48	2		
81				43	10	10		
82			2	56	9	5		
83			2	42	7	1		
84			2	30	40	3		
85				24	12	1		
86			2	44	8	1		
87			2	36	13			
88			1	29	38	1		
89			3	31	22			
90			1	30	5	1		
91				31	8	3		
92			1	38	14	1		
93	1		1	22	5	3		
94				25	15	1		
95		1		38	6	1		
96			4	44	10			
97			7	24	20			
98				49	21	4		
99				55	7			
100				25	22	1		
101		1		23	12			
102				38	13			
103				24	4			
104				31	23			
105				28	7			
106				40	11			
107				19	13			
108				25	17			
109				31	9			
110				35	17			
111				17	2			
112				41	18			
113				35	6			
114				33	8			
115				25	3			
116				32	6			
117				3	2			
118				14	3			
119				1	1			
120					3			
121					10			
122								
123								
124								
125								
計	386 人	1,449 人	1,046 人	2,161 人	1,299 人	548 人	151 人	43 人
平均給料月額	179,125 円	210,920 円	266,195 円	375,253 円	370,127 円	431,570 円	496,091 円	570,544 円
平均年齢	22.4 歳	27.0 歳	33.8 歳	50.7 歳	45.2 歳	51.3 歳	54.9 歳	57.1 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

合計	7,083 人
平均給料月額	322,020 円
平均年齢	41.0 歳

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	4						
2	4	1					
3	2	2					
4	9						
5	2	15					
6	1	9					
7		1	2				
8	8	1					
9	10	12					
10	5	2					
11		6	3				
12	11	2					
13	7	13	1				
14	1	8					
15	1	18	13				
16	1	3	1	1	1		
17	6	5	3				
18	2	3					
19	2	17	13				
20		5	2		2		
21	1	4	5				
22	1	2	2				
23	2	20	9	1			
24		6	6		2		
25	1	5	9				
26		4	6				
27		6	9		1		
28		3	17		1		
29	1	5	4				
30		5	6				1
31		7	4		1		
32			6		2		
33		1	10	1	2		
34		1	8	2	2		
35		4	9	1			
36		2	6	1	1		1
37		2	11	2	1		
38		5	9	2			
39		3	4		1		1
40		1	11	6	2		1
41		2	7		1		1
42			2	2	1	1	
43			2		2		
44			6	5	2	1	2
45		1	5	6			2
46			5	3	1	2	
47		1	5	4	1		2
48			11	6	3		1
49		1	5	2			
50			8	6		1	1
51			4	7		1	
52			9	2	3	1	
53			4	3	1		
54			2	7		1	
55			4	7	2		
56			3	2	3	2	
57			10	4	1	2	1
58			1	8		1	
59			4	12		1	
60			3	4	2	5	1
61			9	12		1	1
62			1	16	1	4	
63			3	24	1	1	
64			1	8	5	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65			1	9	6		
66			1	14	4	3	
67				22	3	1	
68				4	1	2	
69				5	4	2	
70				11	2		
71				20	4	1	
72				1	3	2	
73				6	4	1	
74				13		1	
75				4	1	2	
76				9	1	3	
77			1	17	3	1	
78				7	1	3	
79				3	3		
80				3	2	3	
81				9	2		
82				5	1	2	
83				6	1		
84				2	4		
85				9	2		
86					1		
87				1	2		
88				3	2		
89				11	1		
90							
91				5	3		
92				5	4		
93				18	1		
94				6	2		
95				4	4		
96				3			
97				2	1		
98				10			
99				7			
100				2	3		
101				2	2		
102				7	1		
103				3	1		
104				3	8		
105				6	1		
106				21	1		
107				1	2		
108				15	6		
109				7			
110				22	4		
111				13	5		
112				21	1		
113				6	6		
114				10	3		
115				3	1		
116				4	1		
117				3	1		
118				10	5		
119				4	2		
120				4			
121				2	2		
122							
123							
124							
125							
計	82 人	214 人	306 人	590 人	178 人	54 人	16 人
平均給料月額	171,849 円	211,672 円	273,461 円	372,369 円	385,077 円	437,483 円	496,819 円
平均年齢	21.9 歳	27.2 歳	34.4 歳	48.8 歳	47.8 歳	53.8 歳	54.3 歳
						合計	1,440 人
						平均給料月額	321,447 円
						平均年齢	41.1 歳

その3 教育職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30	1			
31				
32				
33				
34	1			
35				
36				
37				
38				
39				
40			1	
41				
42	2			
43				
44				
45	1		1	
46				
47				
48	2			
49				
50	1			
51				1
52				1
53		1		
54		1	1	
55				
56	1			
57			1	
58				1
59	1		1	1
60				

級 号給	1	2	3	4
61	2			1
62				
63				2
64			1	
65		1		
66	1	1		
67	1			1
68	1			
69				
70	1			
71				2
72	1			
73				
74				
75	2		1	
76	1			
77	2	1	1	
78			1	
79				
80				1
81				
82				
83				
84			1	
85				1
86				
87				
88				
89			3	1
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96	1			
97	1	1		
98				
99				
100				
101				
102				
103				1
104				
105				
106				1
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
計	24 人	6 人	13 人	15 人
平均給料月額	315,504 円	386,217 円	430,854 円	524,233 円
平均年齢	38.7 歳	45.2 歳	49.8 歳	56.9 歳
			計	58 人
			平均給料月額	402,655 円
			平均年齢	46.6 歳

その4 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
1		人			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17			2		
18					
19			2		
20					
21			2		
22			4		
23					
24			2		
25			3		
26					
27					
28			1		
29			1		
30			4		
31			1		
32			1		
33			1		
34			2		
35					
36					
37			2		1
38			2		
39			1		
40			1		2
41			1		
42			6		
43			1		
44			3		
45			3		
46			3		1
47					2
48					1
49					1
50			5		1
51					1
52			3		1
53			1		
54			2	1	
55			1		
56			2		
57					2
58			2		
59			1		
60			1		
61					
62			3		
63					
64					
65			2	1	
66			2		
67			1		
68			3		
69			1		
70			3		
71			3	1	
72			1	1	
73			1	1	
74			1		
75			1	1	
76			1		
77			1	2	
78			2	1	
79			2		
80			2		
81			1		
82	1		2	1	
83				2	
84					
85			4		
86			1		
87					
88			1	1	
89			3		
90					
91			3		
92	1				
93			1		
94			1		
95			1	2	
96			1		
97			5		
98			2		
99			3		
100					

号給	級	1	2	3	4
101		人			人
102			1		
103			2		
104			3		
105			2		
106			1		
107	1				
108	1		2		
109			5		
110			1		
111			3		
112			3		
113			1		
114			3		
115			1		
116			1		
117	1		1		
118			1		
119			1		
120					
121			1		
122			4		
123			2		
124			2		
125			4		
126			1		
127					
128			8		
129			6		
130			3		
131			2		
132			3		
133			5		
134			3		
135			3		
136			3		
137			4		
138			3		
139			5		
140					
141			1		
142			1		
143			1		
144			1		
145			5		
146			8		
147			9		
148			1		
149			12		
150			3		
151			8		
152			4		
153			8		
154			6		
155			7		
156			1		
157			12		
158			4		
159			10		
160			2		
161			13		
162			3		
163			14		
164			2		
165			6		
166			9		
167			3		
168			4		
169			2		
170			6		
171			3		
172			3		
173			7		
174			1		
175					
176					
177					
178					
179					
180					
181					
182					
183					
184					
185					
186					
187					
188					
189					
190					
191					
192					
193					
計		5 人	401 人	15 人	13 人
平均給料月額		301,040 円	386,046 円	460,620 円	484,192 円
平均年齢		41.6 歳	46.9 歳	53.2 歳	57.5 歳
計				434 人	
平均給料月額				390,584 円	
平均年齢				47.4 歳	

その5 教育職給料表（3）

号給	級	1	2	3
		人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20				
21			3	
22				
23				
24				
25			1	
26			2	
27				
28				
29			1	
30				
31				
32				
33				
34			3	
35				
36				
37			2	
38			4	
39				
40				
41				
42			2	
43			1	
44			1	
45				
46			2	
47				
48			1	
49				
50			2	
51				
52				
53				
54				
55				
56			2	
57			2	
58			1	
59				
60			1	
61				
62			4	
63			1	
64			4	
65				
66			1	
67			1	
68			2	1
69			2	1
70			1	
71				
72			2	
73			1	
74			1	
75				
76			4	
77			2	1
78				1
79				3
80			1	
81			1	
82				
83				
84			1	
85				
86			2	
87				
88			1	
89			1	
90			1	
91			2	2
92			2	
93				
94				1
95				1
96				

号給	級	1	2	3
		人	人	人
97				
98				1
99			4	
100			1	
101			1	
102			1	
103			1	2
104			2	2
105			1	1
106			1	2
107			1	
108				1
109			2	
110			1	
111			2	
112			1	
113			2	
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122			2	
123				
124			1	
125			1	
126				
127			2	
128			1	
129				
130				
131				
132				
133				
134			1	
135				
136				
137				
138			1	
139				
140				
141			2	
142				
143				
144			1	
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153			1	
154				
155				
156			1	
157				
158			1	
159				
160				
161				
162			1	
163			3	
164				
165				
166				
167			1	
168			1	
169				
170				
171				
172				
173				
174				
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
計		0 人	112 人	20 人
平均給料月額	円		317,769 円	430,705 円
平均年齢	歳		37.3 歳	52.2 歳
計			132 人	
平均給料月額	円		334,880 円	
平均年齢	歳		39.6 歳	

その6 教育職給料表（4）

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						1
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24			1			
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32					1	
33						
34			3			
35						
36			1			
37			1			
38						
39			1			
40		1	1			
41						
42						
43						
44			1			
45	1					
46						
47	1					
48			1			
49				1		
50		2	3			
51			1			
52	1					
53						
54						
55		1	1	1		
56			1			
57				2		
58				1		
59				1		
60				2		
61						
62						
63						
64						
65			1	1		
66			4	1		
67						
68			1	1		

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
69				1		
70					1	
71				1		
72					2	
73					1	
74					1	
75						
76				1	1	
77					2	
78					1	
79				1	2	
80						
81				1		
82						
83						
84				1	2	
85					1	
86					1	
87					1	
88						
89				2	1	
90					1	
91						
92						
93				1	1	
94						
95						
96				2	1	
97				1	2	
98					1	
99						
100						
101						
102					1	
103						
104						
105				3	1	
106						
107					1	
108					2	
109						
110						
111					1	
112					2	
113						
114						
115						
116						
117						
118					1	
119						
120						
121						
122					1	
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計		3 人	4 人	37 人	45 人	1 人
平均給料月額		257,700 円	309,150 円	387,559 円	496,260 円	469,800 円
平均年齢		28.3 歳	33.5 歳	40.6 歳	52.2 歳	62.0 歳
					計	90 人
					平均給料月額	435,010 円
					平均年齢	45.9 歳

その7 教育職給料表(5)

身給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		125				
18						
19		25				
20		1				
21		56				
22		46				
23		10				
24		14				
25		32				
26		23				
27		8				6
28		17				15
29		60				20
30		89				15
31		16				29
32		23				23
33		39				19
34		112				14
35		15				13
36		29				15
37		34				13
38		113				7
39		13				7
40		40				5
41		31				10
42		124				9
43		9				9
44		45	1			10
45		40	2			14
46		133				4
47		21				7
48		50	1			3
49		34				2
50		101				2
51		23				
52		61	1			
53		27				
54		78			2	
55		25	1			
56		28				
57		36	3			
58		78	1			
59		20	1			
60		36				
61		34	1			
62		88	5			
63		28				
64		50	1	3		
65		36	1	1		
66		50	2	1		
67		50	2			
68		26		3		
69		29		1		
70		43	2	3		
71		45	4	4		
72		32	1	1		
73		41	1	4		
74		34	1	3		
75		27	1	2		
76		37	3	1		
77		31	3	3		
78		51	2	5		
79		30	3	3		
80		42	3	6		
81		29	5	14		
82		38	2	12		
83		28	2	16		
84		28	4	22		
85		29	9	10		
86		32	6	14		
87		31	7	18		
88		31	4	14		

身給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
89			34	4	8	
90			27	8	17	
91			31	5	17	
92			18	7	12	
93			29	4	11	
94			27	10	11	
95			33	9	4	
96			24	10	6	
97			15	9	8	
98			19	13	3	
99			20	14	7	
100			28	8	6	
101			17	10	7	
102			18	18	7	
103			21	12	7	
104			25	10	3	
105			16	25	4	
106			12	14	3	
107			14	14	1	
108			20	16	3	
109			16	16	1	
110			10	21		
111			18	24		
112			14	14		
113			17	21		
114			20	23		
115			15	18		
116			14	3		
117			16	13		
118			17	3		
119			10	3		
120			20	1		
121			18	2		
122			15			
123			8	1		
124			22			
125			12	1		
126			16			
127			5			
128			15			
129			38			
130			25			
131			7			
132			24			
133			29			
134			22			
135			22			
136			23			
137			41			
138			24			
139			25			
140			46			
141			32			
142			41			
143			30			
144			18			
145			63			
146			32			
147			34			
148			12			
149			35			
150			32			
151			32			
152			14			
153			31			
154			49			
155			22			
156			25			
157			38			
158			38			
159			23			
160			20			
161			52			
162			49			
163			44			
164			13			
165			38			
166			28			
167			26			
168			2			
169			19			
170			3			
171			1			
172			1			
173			4			
計		0 人	4,963 人	470 人	312 人	271 人
平均給料月額		円	326,437 円	411,014 円	427,168 円	447,372 円
平均年齢		歳	38.2 歳	53.1 歳	50.4 歳	56.3 歳

計	6,016 人
平均給料月額	343,717 円
平均年齢	40.9 歳

その8 医療職給料表（1）

号給	1	2	3	4
1	人			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18		1	1	
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25			1	
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				1
34				
35				
36				
37			1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				

号給	1	2	3	4
45	人			
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				1
58				
59				
60				
61				2
62				
63				
64				1
65				
66				
67				
68				
69				2
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				1
81				
82				
83				
84				
85			2	
86				
87				
88				
89				
計	0 人	1 人	5 人	9 人
平均給料月額	円	328,900 円	468,060 円	562,000 円
平均年齢	歳	31.0 歳	49.4 歳	57.2 歳
			計	15 人
			平均給料月額	515,147 円
			平均年齢	52.9 歳

その9 医療職給料表（2）

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5						
6					1	
7						
8						
9						
10		2				
11						
12						
13						
14		1				
15		4	1			
16		1			1	
17					1	
18		2				
19		3	4			
20						
21		1				
22			2		1	
23		3	1			
24						
25			1			
26			5			
27		2		1	1	
28	1		1		1	
29	3	1				
30			1			
31		1	1			
32	1		1			
33						
34		1	3		1	
35		1	1			
36			2			
37	1		3			
38			1		1	
39		1	1			
40	1		5	1		
41	1	2	1			
42				3	1	
43	1		2	2		1
44			2			
45	3					
46						
47	1	1	3			1
48			2			
49				2		
50			1	1		
51				1		
52			2	3		
53				2		1
54				1		1
55				3		
56	1				3	
57				1	1	1
58	2			1		
59	1			2		2
60				3	1	1
61			1			1
62				1		
63						
64				2	1	

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
65						
66				1		1
67						1
68					1	
69				3		1
70					1	1
71						1
72				1	1	1
73	1					
74						
75				1		
76					1	
77				6		
78				2	1	
79						
80				1	1	
81				1		
82				1	1	
83						
84					1	
85				1		
86						
87				3	1	
88				1	3	
89				1	2	
90				1		
91						
92				2		
93						
94				1	1	
95				2		
96					1	
97					1	
98				3		
99					1	
100				1	1	
101						
102				1		
103				2		
104					2	
105						
106						
107				1		
108				2		
109					2	
110				2		
111				2		
112				4		
113				1		
114						
115				1		
116				4	1	
117				2	1	
118				2	1	
119					1	
120						
121						
122						
123						
124						
125						
計	18 人	27 人	48 人	87 人	42 人	15 人
平均給料月額	205,733 円	212,244 円	269,863 円	370,776 円	377,698 円	434,100 円
平均年齢	28.9 歳	27.6 歳	34.8 歳	49.4 歳	47.0 歳	55.1 歳
					計	237 人
					平均給料月額	324,977 円
					平均年齢	42.3 歳

その10 指定職給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	1
5	
6	
7	
8	
計	1 人
平均給料月額	884,000 円
平均年齢	64.0 歳

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額

その1 全給料表

年齢 区分	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(1)		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
18	8	150,700	2	156,000						
19	10	150,840	6	157,400						
20	36	157,831	11	159,691						
21	37	162,195	12	166,350						
22	181	180,637	27	174,178			1	212,680	3	203,632
23	179	183,821	34	180,782			2	214,864	1	195,624
24	199	191,138	24	187,896			7	223,199	4	215,202
25	251	199,872	34	198,668			5	229,694	5	234,728
26	245	206,782	29	206,759			5	242,466	4	241,202
27	234	213,660	32	212,188			8	248,053	2	242,684
28	206	222,659	37	220,984			5	269,547	5	254,862
29	212	231,164	35	230,183	2	270,450	10	277,441	2	261,040
30	177	237,076	22	235,550	1	265,700	7	284,247		
31	177	250,239	38	244,371	1	282,700	5	294,902	10	288,415
32	160	261,346	38	254,589	1	296,200	10	306,998	4	301,756
33	134	266,066	44	259,550	2	298,200	3	320,805	2	306,956
34	130	276,396	35	270,657			6	327,357	9	315,284
35	112	282,831	26	277,588	2	315,300	4	341,120	4	324,090
36	114	290,443	24	280,888	2	347,400	6	350,185	1	338,520
37	101	300,782	35	305,489	1	323,700	7	350,654	2	332,124
38	94	311,318	28	302,564	2	359,750	3	372,216	1	331,968
39	103	320,869	31	315,229	1	336,000	3	374,712	4	358,748
40	92	338,713	31	325,477	4	348,525	5	373,090	9	370,026
41	114	346,206	31	337,945	3	351,300	7	371,152	2	381,056
42	125	356,008	36	348,961	1	336,000	5	404,934	5	386,006
43	168	363,189	59	360,842	1	386,300	8	399,071	4	382,902
44	162	370,069	61	364,315			16	404,727	5	378,342
45	160	374,238	55	372,824	1	289,400	9	408,104	4	400,978
46	181	379,222	66	375,515	1	360,100	11	420,510	6	412,518
47	232	383,684	39	375,308	2	332,600	10	433,253	1	422,900
48	253	387,417	38	378,479			16	426,030	3	424,975
49	310	389,988	26	378,931	2	448,400	12	435,257	5	419,561
50	224	393,967	46	385,733	4	455,600	20	436,255	1	418,104
51	205	392,248	30	392,050	3	450,700	7	440,752	2	425,684
52	236	395,692	37	399,876	4	410,200	29	440,501	5	422,510
53	271	401,262	50	402,110	2	470,650	24	446,026	3	427,677
54	214	401,631	50	398,990	3	433,900	14	445,744	1	427,856
55	194	409,316	36	410,831	2	467,100	29	450,739	4	435,352
56	253	414,825	43	402,926	1	455,600	26	451,928	1	436,100
57	217	415,420	42	407,236	1	547,900	32	452,872	3	435,567
58	215	416,617	38	405,797	2	542,200	23	451,328		
59	155	423,012	22	409,695	2	513,000	34	456,060	5	432,294
60	1	482,100								
61					1	560,900				
62										
63	1	597,700			1	559,000				
64					2	529,700				
65										
総計	7,083	322,020	1,440	321,447	58	402,655	434	405,186	132	346,630
平均年齢	41.0	歳	41.1	歳	46.6	歳	47.4	歳	39.6	歳

(注) 給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

教育職給料表(4)		教育職給料表(5)		医療職(1)		医療職(2)		指定職	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		79	215,779			1	183,000		
		79	218,411			3	185,533		
		121	225,027			6	193,317		
		160	236,806			4	201,050		
		198	247,529			7	203,757		
1	253,000	189	258,784			6	208,133		
1	256,400	216	269,855			3	227,167		
		232	278,758			5	223,720		
1	263,700	220	287,084			3	228,033		
1	285,800	212	298,012	1	328,900	9	248,000		
1	325,700	182	308,622			3	239,000		
1	296,400	176	317,991			8	267,425		
4	324,350	154	327,991			8	266,488		
3	351,467	160	338,563			6	257,117		
2	354,850	163	343,865			6	272,783		
1	360,200	164	353,812			12	279,383		
1	395,300	144	358,940			3	314,067		
5	352,500	115	368,259			6	297,317		
4	399,125	109	373,888			3	331,767		
6	394,550	105	380,548			5	335,000		
3	418,833	100	385,259	1	455,400	13	356,300		
1	364,200	92	392,475	1	406,900	9	344,600		
3	445,200	85	395,365			3	356,067		
5	442,360	137	403,098			3	364,033		
3	460,633	132	408,601			8	377,400		
6	460,267	122	413,112			8	375,200		
4	482,300	157	415,792			5	371,300		
		193	418,694			7	383,029		
5	491,540	213	420,354			10	387,040		
1	507,100	173	422,291	2	475,400	6	394,850		
3	506,100	183	424,656			5	389,640		
		178	426,536			5	395,480		
6	505,367	166	428,515	1	526,300	4	389,800		
2	507,550	155	429,192	2	561,800	4	387,300		
3	493,200	150	431,050			12	405,400		
4	521,450	190	432,724	4	554,300	12	404,275		
2	485,100	206	433,620			10	412,960		
2	520,200	206	431,837			6	406,083		
1	530,300			1	566,200				
3	526,433			1	570,900				
1	469,800			1	581,000			1	884,000
90	435,010	6,016	356,584	15	515,147	237	324,977	1	884,000
45.9	歳	40.9	歳	52.9	歳	42.3	歳	64.0	歳

その2 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	8	150,700								
19	10	150,840								
20	36	157,831								
21	37	162,195								
22	181	180,637								
23	36	182,772	143	184,085						
24	28	188,089	171	191,637						
25	18	197,050	233	200,090						
26	13	198,862	232	207,226						
27	8	203,688	226	214,013						
28	5	209,440	119	216,935	82	231,771				
29	4	215,025	75	222,673	133	236,437				
30			63	226,289	107	240,825	1	262,700	6	279,200
31	1	214,000	35	227,951	109	247,159	1	260,800	31	287,061
32			32	237,475	87	254,708	1	260,800	40	294,895
33			18	246,944	85	257,739			31	300,000
34			23	250,104	67	265,666			40	309,488
35			19	248,563	56	274,286			37	313,362
36	1	320,800	22	260,536	57	281,696			34	323,565
37			12	264,633	53	289,977	1	301,300	35	329,523
38			8	271,500	52	297,675			33	339,776
39			8	276,138	50	305,492			44	345,039
40			6	282,000	9	306,622	28	330,946	46	352,993
41			1	302,600	16	309,506	41	339,063	50	358,136
42					17	322,829	57	347,984	37	364,597
43					10	328,650	95	355,668	53	374,338
44			1	259,900	6	335,667	78	360,483	65	378,591
45					6	339,333	86	363,557	50	381,928
46					4	332,450	102	367,716	50	385,178
47					8	346,500	127	370,165	56	388,679
48			1	324,700	6	349,433	128	373,309	73	390,790
49			1	327,800	9	354,167	161	375,358	84	393,768
50					4	351,800	113	376,492	64	395,053
51					4	343,925	122	379,097	49	398,757
52					3	348,867	144	380,969	48	400,740
53					4	351,675	157	382,473	54	401,793
54					1	357,800	138	383,497	34	403,285
55					1	357,800	114	384,706	28	404,379
56							138	385,116	46	406,039
57							134	387,346	26	407,119
58							120	388,365	32	406,694
59							74	389,096	23	406,417
60										
61										
62										
63										
64										
65										
計	386	179,125	1,449	210,920	1,046	266,195	2,161	375,253	1,299	370,127
平均年齢	22.4	歳	27.0	歳	33.8	歳	50.7	歳	45.2	歳

級 区分 年齢	6		7		8		合計	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18							8	150,700
19							10	150,840
20							36	157,831
21							37	162,195
22							181	180,637
23							179	183,821
24							199	191,138
25							251	199,872
26							245	206,782
27							234	213,660
28							206	222,659
29							212	231,164
30							177	237,076
31							177	250,239
32							160	261,346
33							134	266,066
34							130	276,396
35							112	282,831
36							114	290,443
37							101	300,782
38			1	400,200			94	311,318
39	1	384,100					103	320,869
40	3	401,933					92	338,713
41	5	405,520	1	376,800			114	346,206
42	14	406,264					125	356,008
43	10	410,090					168	363,189
44	12	412,600					162	370,069
45	18	415,544					160	374,238
46	25	421,740					181	379,222
47	40	424,590	1	482,100			232	383,684
48	43	426,181	2	479,100			253	387,417
49	51	429,831	4	487,625			310	389,988
50	36	432,164	7	493,786			224	393,967
51	26	434,246	4	488,975			205	392,248
52	35	436,383	6	494,700			236	395,692
53	38	435,745	17	499,229	1	544,900	271	401,262
54	24	437,008	16	494,825	1	551,600	214	401,631
55	33	440,758	14	504,679	4	565,000	194	409,316
56	37	440,184	21	502,305	11	571,973	253	414,825
57	25	442,044	24	498,079	8	581,463	217	415,420
58	37	441,949	16	495,431	10	567,570	215	416,617
59	35	442,446	16	498,781	7	565,729	155	423,012
60			1	482,100			1	482,100
61								
62								
63					1	597,700	1	597,700
64								
65								
計	548	431,570	151	496,091	43	570,544	7,083	322,020
平均年齢	51.3	歳	54.9	歳	57.1	歳	41.0	歳

第4表 ラスパイレス指数

	平成29年	平成28年	平成27年
神戸市	101.0	100.8	101.6
指定都市の平均	99.9	100.1	101.2
指定都市中の順位	8位	11位	11位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族内訳					
扶養親族数	扶養手当受給者数	配偶者	子	配偶者がいない場合、子の1人目	特定期間にある子	父母等	配偶者がいない場合、父母等の1人目
		11,500円	9,000円	3,000円(加算額)	5,000円(加算額)	6,500円	3,500円(加算額)
1人	2,242人	999人	1,041人	134人	436人	202人	129人
2人	2,044	911	3,061	61	1,186	116	21
3人	1,500	1,185	3,247	9	1,120	68	4
4人	384	343	1,138		323	55	
5人	54	46	202	1	61	22	
6人	8	7	36		8	5	
7人	1	1	6				
計	6,233	3,492	8,731	205	3,134	468	154
非支給者	9,273						
合計	15,506						

(注)1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	受給者(人)		受給者平均支給額(円)		全職員平均支給額(円)	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
行政職	742		94,542		9,904	
消防職	70		93,771		4,558	
教育職(1)	0		0		0	
教育職(2)	24		75,846		4,194	
教育職(3)	18		72,000		9,818	
教育職(4)	5		65,400		3,633	
教育職(5)	510		67,940		5,760	
医療職(1)	14		99,000		92,400	
医療職(2)	15		87,400		5,532	
指定職	0		0		0	
合計	1,398		84,051		7,578	

第7表 住居手当の支給状況

区分	住居の種類	持家		賃貸住宅		その他		計
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	6,107人	1,955人	2,668人	606人	9人	7人	11,352人
	非支給者	3,384		585		185		4,154
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	2,560	1,106	1,249	346	8	7	5,276
	非支給者	1,408		281		118		1,807

(注) 平成28年度より、市内・市外の区分が新たに設けられた。

第8表 再任用職員の給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	145			15	7	101	20	1	1
消防職	0								
教育職(1)	0								
教育職(2)	39		39						
教育職(3)	15		2	13					
教育職(4)	5			5					
教育職(5)	172		167			5			
医療職(1)	0								
医療職(2)	2					2			
指定職	0								
給料表計	378								
60歳	133								
61歳	73								
62歳	70								
63歳	57								
64歳	45								

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

(2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	757			361	123	246	25	2	
消防職	60			51	5	3	1		
教育職(1)	0								
教育職(2)	18		18						
教育職(3)	2		2						
教育職(4)	0								
教育職(5)	259		259						
医療職(1)	0								
医療職(2)	31			13	9	8	1		
指定職	0								
給料表計	1,127								
60歳	184								
61歳	220								
62歳	247								
63歳	255								
64歳	221								

第2部 民間給与等の実態

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査は、例年どおり人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、平成30年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

平成30年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、718事業所を対象とした。

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、更に給与の比較の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に187事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、59ページ第9表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係で774人（うち事務・技術関係職種691人）、4月分給与関係で8,381人（うち事務・技術関係職種7,491人）の計9,155人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は54,249人（うち事務・技術関係職種45,094人）である。

4 調査事項

(1) 事業所単位

各種手当の支給状況，特別給（賞与）の支給状況，給与改定状況及び賞与の考課査定割合等

(2) 従業員単位

4月の給与月額，初任給額等

5 調査結果の集計

総計及び平均の算出に際しては、全て母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別，企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模							
	全規模		500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満			
全産業	167	事業所	74	事業所	68	事業所	25	事業所
建設業	6		3		3		0	
製造業	49		27		17		5	
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業，郵便業	38		16		14		8	
卸売業，小売業	17		8		8		1	
金融業，保険業， 不動産業，物品賃貸業	15		8		6		1	
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	42		12		20		10	

(注) 1 上記の他，調査実施に際し，企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3事業所，調査不能の事業所が17事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 対応級表

規模 級	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模50人以上100人未満
8	支店長，工場長	——	——
7	部長，部次長	支店長，工場長	——
6	課長	部長，部次長	支店長，工場長
5	課長代理，係長	課長	部長，部次長，課長
4	係長，主任	課長代理，係長	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1		係員	係員

(注) 級とは，行政職給料表の職務の級である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	19	53.6	749,489	26	749,463	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	13	52.7	782,717	0	782,717	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	55.6	677,542	84	677,458	
事 務	事 務 部 長	381	52.0	655,211	3,321	651,890	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	318	51.9	666,520	1,456	665,064	
	短 大 卒	19	50.1	555,494	867	554,627	
	高 校 卒	44	52.9	618,608	17,025	601,583	
事 務	事 務 部 次 長	180	49.8	549,077	18,369	530,708	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	136	49.7	564,601	17,177	547,424	
	短 大 卒	19	51.2	491,681	3,646	488,035	
	高 校 卒	25	49.2	512,813	35,578	477,235	
技 術	事 務 課 長	643	47.5	556,249	9,812	546,437	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	502	46.9	559,616	11,436	548,180	
	短 大 卒	56	49.5	529,935	0	529,935	
	高 校 卒	85	50.0	551,915	5,740	546,175	
関	事 務 課 長 代 理	195	45.6	498,696	40,684	458,012	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	126	44.5	481,222	39,022	442,200	
	短 大 卒	14	45.2	469,975	33,852	436,123	
	高 校 卒	55	48.1	543,101	45,911	497,190	
係	事 務 係 長	543	46.6	453,406	61,398	392,008	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	275	43.7	451,399	65,690	385,709	
	短 大 卒	76	47.2	419,663	59,614	360,049	
	高 校 卒	191	50.5	469,882	55,975	413,907	
職	事 務 主 任	469	39.7	423,103	80,150	342,953	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	299	37.5	441,009	93,273	347,736	
	短 大 卒	85	42.9	368,145	52,258	315,887	
	高 校 卒	84	45.7	404,205	53,688	350,517	
種	事 務 係 員	2,496	38.2	341,092	43,598	297,494	
	大 学 卒	1,603	36.4	345,797	46,906	298,891	
	短 大 卒	373	41.2	319,369	36,567	282,802	
	高 校 卒	515	41.1	341,206	38,720	302,486	
	中 学 卒	5	50.5	316,676	18,313	298,363	

(注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び平成30年4月分平均給与支給額の欄を「*」としている。

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工 場 長	5	51.4	829,513	0	829,513	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	4	50.5	801,103	0	801,103	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	技 術 部 長	161	52.5	765,166	574	764,592	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	135	52.6	775,734	608	775,126	
	短 大 卒	17	51.4	712,692	0	712,692	
	高 校 卒	9	53.0	690,517	1,136	689,381	
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	19	51.8	616,107	27	616,080	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	18	51.5	620,427	28	620,399	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
技 術 課	技 術 課 長	380	46.8	637,924	27,065	610,859	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	272	46.3	642,522	24,151	618,371	
	短 大 卒	63	47.5	646,223	46,620	599,603	
	高 校 卒	45	50.0	571,195	15,469	555,726	
技 術 課 長 代 理	技 術 課 長 代 理	94	46.0	501,337	33,663	467,674	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	72	45.5	510,820	33,271	477,549	
	短 大 卒	9	43.6	494,453	27,356	467,097	
	高 校 卒	13	49.4	459,783	38,758	421,025	
技 術 係	技 術 係 長	250	46.3	466,957	77,811	389,146	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	119	44.2	452,199	76,046	376,153	
	短 大 卒	51	46.9	427,997	47,412	380,585	
	高 校 卒	79	49.5	517,116	100,509	416,607	
技 術 主 任	技 術 主 任	282	40.0	545,686	136,716	408,970	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	186	38.3	553,872	146,464	407,408	
	短 大 卒	36	41.6	537,566	125,626	411,940	
	高 校 卒	58	44.8	522,153	108,854	413,299	
技 術 係 員	技 術 係 員	1,374	37.9	385,603	73,587	312,016	
	大 学 卒	829	36.6	395,245	78,045	317,200	
	短 大 卒	216	40.2	373,475	62,641	310,834	
	高 校 卒	323	39.8	367,614	69,707	297,907	
中 学 卒	6	46.7	391,713	52,953	338,760		

(2) 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	18	53.9	765,056	28	765,028	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	13	52.7	782,717	0	782,717	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	5	57.2	718,774	101	718,673	
事 務	事 務 部 長	233	52.0	694,168	1,985	692,183	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	201	51.7	700,933	1,555	699,378	
	短 大 卒	6	54.0	686,020	0	686,020	
	高 校 卒	26	53.2	644,963	5,645	639,318	
技 術	事 務 部 次 長	88	50.7	569,437	36,096	533,341	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大 学 卒	65	51.1	584,583	34,540	550,043	
	短 大 卒	6	52.5	523,802	12,183	511,619	
	高 校 卒	17	48.8	528,788	49,711	479,077	
関	事 務 課 長	464	47.7	574,220	12,390	561,830	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	357	47.0	576,667	14,477	562,190	
	短 大 卒	41	49.8	543,765	0	543,765	
	高 校 卒	66	51.1	578,737	7,236	571,501	
係	事 務 課 長 代 理	103	47.1	540,419	44,067	496,352	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大 学 卒	54	45.5	512,641	37,046	475,595	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	48	48.7	564,887	50,469	514,418	
職	事 務 係 長	327	48.3	476,650	66,339	410,311	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	145	44.7	470,287	75,456	394,831	
	短 大 卒	40	48.1	426,856	62,278	364,578	
	高 校 卒	142	51.9	496,208	58,092	438,116	
種	事 務 主 任	240	39.6	480,484	110,440	370,044	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大 学 卒	144	37.5	508,224	132,955	375,269	
	短 大 卒	42	41.4	400,299	71,597	328,702	
	高 校 卒	54	45.5	444,171	61,562	382,609	
種	事 務 係 員	1,366	39.3	363,636	47,487	316,149	
	大 学 卒	872	37.5	364,310	51,299	313,011	
	短 大 卒	175	40.0	326,279	35,984	290,295	
	高 校 卒	317	43.4	379,483	43,661	335,822	
	中 学 卒	2	49.7	312,020	2,239	309,781	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	5	51.4	829,513	0	829,513	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	4	50.5	801,103	0	801,103	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	146	52.4	776,594	481	776,113	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	125	52.5	785,304	482	784,822	
	短大卒	12	51.0	738,646	0	738,646	
	高校卒	9	53.0	690,517	1,136	689,381	
技 術 部 次 長	次長	11	52.6	624,719	0	624,719	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	11	52.6	624,719	0	624,719	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課	課長	311	46.6	646,715	28,658	618,057	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	227	46.1	650,135	25,707	624,428	
	短大卒	55	47.5	652,690	46,982	605,708	
	高校卒	29	50.4	582,831	17,089	565,742	
技 術 課 長 代 理	代理	88	45.9	502,687	34,040	468,647	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	69	45.5	512,577	33,398	479,179	
	短大卒	7	42.7	495,076	24,846	470,230	
	高校卒	12	48.9	457,868	41,061	416,807	
技 術 係	係長	184	46.3	471,400	74,159	397,241	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	84	44.0	456,212	73,214	382,998	
	短大卒	38	46.7	421,784	35,246	386,538	
	高校卒	61	49.5	528,928	101,212	427,716	
技 術 主 任	主任	194	40.1	569,933	147,484	422,449	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	136	38.4	573,164	156,248	416,916	
	短大卒	23	42.0	571,793	136,839	434,954	
	高校卒	35	45.4	556,382	120,583	435,799	
技 術 係 員	係員	1,009	38.6	394,454	75,169	319,285	
	大学卒	626	37.1	402,625	79,685	322,940	
	短大卒	140	41.3	385,247	66,624	318,623	
	高校卒	238	41.2	376,844	68,279	308,565	
中 学 卒	5	46.8	398,723	55,945	342,778		

(3) 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務	事 務 部 長	142	51.8	593,326	5,838	587,488	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	112	52.1	606,565	1,335	605,230	
	短 大 卒	12	48.5	497,395	1,370	496,025	
	高 校 卒	18	52.3	580,638	33,420	547,218	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 次 長	78	48.9	522,158	923	521,235	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大 学 卒	61	48.3	542,430	507	541,923	
	短 大 卒	12	50.7	474,262	0	474,262	
	高 校 卒	5	50.7	416,112	7,635	408,477	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関	事 務 課 長	154	47.1	504,367	1,853	502,514	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	130	46.9	510,032	2,166	507,866	
	短 大 卒	11	48.1	477,173	0	477,173	
	高 校 卒	13	48.5	468,796	185	468,611	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
係	事 務 課 長 代 理	84	44.2	455,790	40,803	414,987	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大 学 卒	67	44.2	462,112	43,379	418,733	
	短 大 卒	10	44.7	454,564	41,829	412,735	
	高 校 卒	7	43.9	399,293	15,823	383,470	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職	事 務 係 長	177	44.3	426,714	63,588	363,126	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	105	42.9	440,814	65,995	374,819	
	短 大 卒	31	46.3	414,062	65,316	348,746	
	高 校 卒	41	46.9	395,074	55,195	339,879	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	事 務 主 任	190	40.1	353,961	45,972	307,989	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大 学 卒	127	37.6	363,894	50,129	313,765	
	短 大 卒	37	44.7	333,869	34,516	299,353	
	高 校 卒	25	46.6	332,939	40,642	292,297	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	事 務 係 員	944	35.6	303,731	37,643	266,088	
	大 学 卒	615	34.3	318,199	41,132	277,067	
	短 大 卒	158	42.1	309,994	35,710	274,284	
	高 校 卒	168	34.5	245,307	26,767	218,540	
	中 学 卒	3	51.1	319,766	28,981	290,785	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
技 術	技術部長	15	53.6	637,158	1,607	635,551	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	10	54.3	627,853	2,549	625,304	
	短大卒	5	52.4	653,026	0	653,026	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 関	技術部次長	8	50.7	604,197	64	604,133	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	7	49.8	613,617	73	613,544	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	技術課長	69	48.6	535,612	8,531	527,081	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	45	48.5	533,241	1,818	531,423	
	短大卒	8	47.8	536,759	40,485	496,274	
	高校卒	16	49.0	540,995	11,265	529,730	
技 術 係 職	技術課長代理	6	48.2	477,539	27,014	450,525	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	3	45.7	462,927	29,811	433,116	
	短大卒	2	47.0	492,226	36,326	455,900	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術 係 種	技術係長	63	47.1	453,792	99,276	354,516	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	32	45.3	447,939	97,118	350,821	
	短大卒	13	47.7	458,756	107,641	351,115	
	高校卒	18	49.6	460,349	97,130	363,219	
技 術 係 種	技術主任	79	39.9	406,492	78,629	327,863	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	46	37.5	413,054	78,352	334,702	
	短大卒	12	39.9	382,153	79,964	302,189	
	高校卒	19	43.8	393,116	69,971	323,145	
技 術 係 種	技術係員	343	33.3	328,405	63,014	265,391	
	大学卒	187	32.4	335,443	64,237	271,206	
	短大卒	73	35.9	328,018	46,964	281,054	
	高校卒	82	32.1	315,015	77,271	237,744	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

(4) 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務	事 務 部 長	6	54.7	507,616	0	507,616	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	5	56.2	511,139	0	511,139	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 次 長	14	49.0	567,745	0	567,745	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大 学 卒	10	48.8	563,243	0	563,243	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	49.3	596,000	0	596,000	
関 係	事 務 課 長	25	45.4	467,298	0	467,298	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	15	46.2	476,286	0	476,286	
	短 大 卒	4	49.3	508,917	0	508,917	
	高 校 卒	6	41.0	417,083	0	417,083	
事 務	事 務 課 長 代 理	8	43.8	449,500	0	449,500	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大 学 卒	5	40.8	446,200	0	446,200	
	短 大 卒	3	48.7	455,000	0	455,000	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
係	事 務 係 長	39	42.6	378,064	7,275	370,789	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	25	41.6	385,264	4,253	381,011	
	短 大 卒	5	45.2	397,545	3,345	394,200	
	高 校 卒	8	43.1	350,649	20,086	330,563	
職	事 務 主 任	39	39.1	313,825	11,300	302,525	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大 学 卒	28	37.5	314,372	7,607	306,765	
	短 大 卒	6	43.0	337,627	17,210	320,417	
	高 校 卒	5	43.2	282,200	24,890	257,310	
種	事 務 係 員	186	39.0	295,957	33,031	262,926	
	大 学 卒	116	36.4	299,759	31,401	268,358	
	短 大 卒	40	44.5	315,450	43,441	272,009	
	高 校 卒	30	42.2	248,994	23,816	225,178	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	-	-	-	-	-	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	次長	-	-	-	-	-	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課	課長	-	-	-	-	-	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長 代 理	代理	-	-	-	-	-	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	係長	3	38.0	326,358	0	326,358	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	3	38.0	326,358	0	326,358	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 主 任	主任	9	38.3	336,509	13,604	322,905	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	4	40.0	378,387	22,256	356,131	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	4	36.0	295,158	8,354	286,804	
技 術 係 員	係員	22	42.5	380,402	80,570	299,832	
	大学卒	16	42.9	377,883	82,153	295,730	
	短大卒	3	40.3	351,568	67,590	283,978	
	高校卒	3	42.3	422,677	85,110	337,567	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

その2 比較対象外職種
全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平成30年4月平均支給額(円)			備 考		
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)			
関 係 職 種 務	電 話 交 換 手	-	-	-	-	外国語の電話交換手及び見習は除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く		
	自 家 用 乗 用 手 自 動 車 運 転 手	3	54.3	349,997	10,042		339,955	
	守 衛 員	4	36.9	296,692	64,181		232,511	
	用 務 員	7	51.3	270,496	5,569		264,927	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長、研 究部(課)長、研究室(係)長を除く)		
	研 究 部 (課) 長	5	50.4	467,096	0		467,096	
	研 究 室 (係) 長	7	41.9	455,890	37,108		418,782	
	主 任 研 究 員	4	36.0	412,167	80,867		331,300	
	研 究 員	13	28.9	292,800	41,581		251,219	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-		-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副 院 長	2	57.0	1,476,712	0	1,476,712		
	医 科 長	13	44.5	1,498,834	195,415	1,303,419		
	医 師	28	41.1	1,100,828	70,721	1,030,107		
	歯 科 医 師	1	*	*	*	*		
	薬 局 関 係 職 種	薬 局 長	7	51.3	445,742	5,133	440,609	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	40	34.9	331,623	21,270	310,353	
		診 療 放 射 線 技 師	49	38.3	369,527	25,474	344,053	
		臨 床 検 査 技 師	49	39.6	339,815	23,080	316,735	
		栄 養 士	22	34.0	266,006	17,928	248,078	
理 学 療 法 士		71	30.5	294,267	14,837	279,430		
作 業 療 法 士		32	31.4	270,701	10,909	259,792		
総 看 護 師 関 係 職 種	総 看 護 師 長	5	52.8	535,072	0	535,072	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看 護 師 長	51	48.2	472,335	12,592	459,743		
	看 護 師	200	38.2	383,356	25,252	358,104		
	准 看 護 師	26	48.2	323,537	18,961	304,576		
教 育 関 係 職 種	大 学 長 ・ 副 学 長 ・ 長	11	63.8	800,320	0	800,320		
	教 授	64	56.8	643,677	0	643,677		
	准 教 授	55	48.0	538,041	0	538,041		
	講 師	38	46.2	493,182	0	493,182		
	学 助 教	20	36.4	401,118	0	401,118		
	高 校 長	1	*	*	*	*		
	校 頭 諭	43	46.1	498,413	8,706	489,707		
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	7	43.9	1,002,593	0	1,002,593		
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	2	35.0	732,419	0	732,419		
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	2	23.0	498,821	0	498,821		
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	3	22.7	493,405	0	493,405		
	運 航 士	-	-	-	-	-		
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-		
	甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-		
甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-			

第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

		大学卒	短大・高専卒	高校卒
全規模	計	201,299	180,152	166,939
	500人以上	204,577	183,037	169,090
	100人以上 500人未満	196,964	174,644	161,725
	50人以上 100人未満	195,672	176,639	170,086

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均したものである。

2 職員の場合、現行の地域手当を含む初任給月額は、大学卒 204,960円、短大卒 181,104円、高校卒 168,784円である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	36.2	44.6	
大学卒	500人以上	33.5	48.2	51.8	0.0	66.5	
	100人以上 500人未満	43.4	41.4	58.6	0.0	56.6	
	50人以上 100人未満	27.2	28.9	64.6	6.5	72.8	
	計	19.1	43.3	56.7	0.0	80.9	
高校卒	500人以上	18.5	56.5	43.5	0.0	81.5	
	100人以上 500人未満	23.4	24.6	75.4	0.0	76.6	
	50人以上 100人未満	3.5	0.0	100.0	0.0	96.5	
	計						

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	企業規模	項目				昇給制度なし
		昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計	90.2	53.8	69.7	53.7	9.8
	500人以上	88.9	54.3	70.0	60.4	11.1
	100人以上 500人未満	92.7	59.0	68.8	47.7	7.3
	50人以上 100人未満	87.6	37.2	71.1	49.6	12.4
課長級	計	81.7	45.6	63.1	48.6	18.3
	500人以上	75.6	40.7	61.2	51.7	24.4
	100人以上 500人未満	86.7	53.3	62.8	44.2	13.3
	50人以上 100人未満	87.1	38.8	69.8	51.7	12.9

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	企業規模	項目			
		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	計	36.3	14.7	0.0	49.0
	500人以上	49.2	14.6	0.0	36.2
	100人以上 500人未満	31.0	13.9	0.0	55.1
	50人以上 100人未満	10.3	17.4	0.0	72.3
課長級	計	28.2	14.8	0.0	57.0
	500人以上	35.4	14.5	0.0	50.1
	100人以上 500人未満	26.0	13.9	0.0	60.1
	50人以上 100人未満	10.7	18.1	0.0	71.1

第16表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額	
	平成30年度	平成29年度
配偶者	13,766	14,058
配偶者と子1人	19,800	20,023
配偶者と子2人	25,741	25,656

- (注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出
 2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の72.6%であった。
 3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については11,500円、子については1人につき9,000円、父母等については1人につき6,500円である。
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住居（住宅）手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合	
	平成30年度	平成29年度
支給	52.1	53.7
借家・借間居住者に支給	100.0	100.0
自宅居住者に支給	82.9	80.0
社宅居住者に支給	13.6	11.4
非支給	47.9	46.3
住居手当の1人当たりの平均支給額	7,634 円	7,559 円

- (注) 1 住居の区分毎の手当を支給する事業所割合は、住居手当を支給する事業所を対象として算出
 2 職員の場合、住居手当の1人当たりの平均支給額は5,682円である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目	係員		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
計	57.2	42.8	47.8	52.2	48.1	51.9
全規模	500人以上	44.4	38.3	61.7	40.6	59.4
	100人以上 500人未満	40.4	55.1	44.9	54.1	45.9
	50人以上 100人未満	46.6	50.9	49.1	50.9	49.1

第3部 労働経済指標

第19表 労働経済指標

年月	項目	①	②	③		④		⑤				⑥		
		実質国内総生産	常用雇用指数	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)		
		全国	(調査産業計) (全国)	全国	兵庫県	全国	兵庫県	全国		兵庫県		全国		
		前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	季節調整値	季節調整値	季節調整値	モデル推計値	指数 (H27=100)	前年度比・前年同月比 (%)	指数 (H27=100)	前年比・前年同月比 (%)	指数 (H27=100)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)
平成28年度		1.2	0.9	※1.39	※1.17	3.0	*3.4	100.5	0.3	*101.4	1.4	100.6	0.4	0.2
平成29年度		1.6	1.6	※1.54	※1.32	2.7	*2.8	101.0	0.5	*102.4	1.0	101.2	0.6	0.5
平成29年4月			1.6	1.47	1.26	2.8		102.2	0.3	103.8	1.7	102.1	0.6	0.3
5月	0.5		1.8	1.49	1.27	3.0	3.0	100.2	0.5	102.0	0.8	100.5	0.7	0.4
6月			1.5	1.50	1.30	2.8		101.0	0.4	102.3	1.4	101.5	0.7	0.4
7月			1.7	1.51	1.30	2.8		101.0	0.4	101.6	0.0	101.4	0.6	0.5
8月	0.6		1.4	1.52	1.32	2.8	2.7	100.3	0.4	101.7	0.6	100.7	0.4	0.2
9月			1.7	1.53	1.30	2.8		100.9	0.7	102.9	1.3	101.4	0.8	0.5
10月			1.8	1.55	1.31	2.8		101.1	0.2	103.3	2.0	101.2	0.4	0.4
11月	0.2		1.8	1.56	1.32	2.7	2.5	101.2	0.4	102.9	0.3	101.0	0.4	0.3
12月			1.5	1.59	1.36	2.7		101.2	0.4	103.3	1.0	101.0	0.5	0.3
平成30年1月			1.4	1.59	1.36	2.4		100.5	0.7	104.7	3.3	100.8	0.8	0.7
2月	△0.2		1.6	1.58	1.38	2.5	2.6	100.5	0.2	105.0	4.2	100.7	0.4	0.5
3月			1.5	1.59	1.38	2.5		101.8	0.8	105.9	3.2	101.9	0.9	1.0
4月			1.2	1.59	1.38	2.5		102.8	0.6	108.0	4.2	102.8	0.7	0.7
5月	0.5		1.3	1.60	1.39	2.2	2.4	101.4	1.2	107.1	5.1	101.8	1.3	1.1
6月			1.3	1.62	1.43	2.4		102.3	1.3	107.8	5.5	102.6	1.1	0.9
資料出所	内閣府	厚生労働省			総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県							

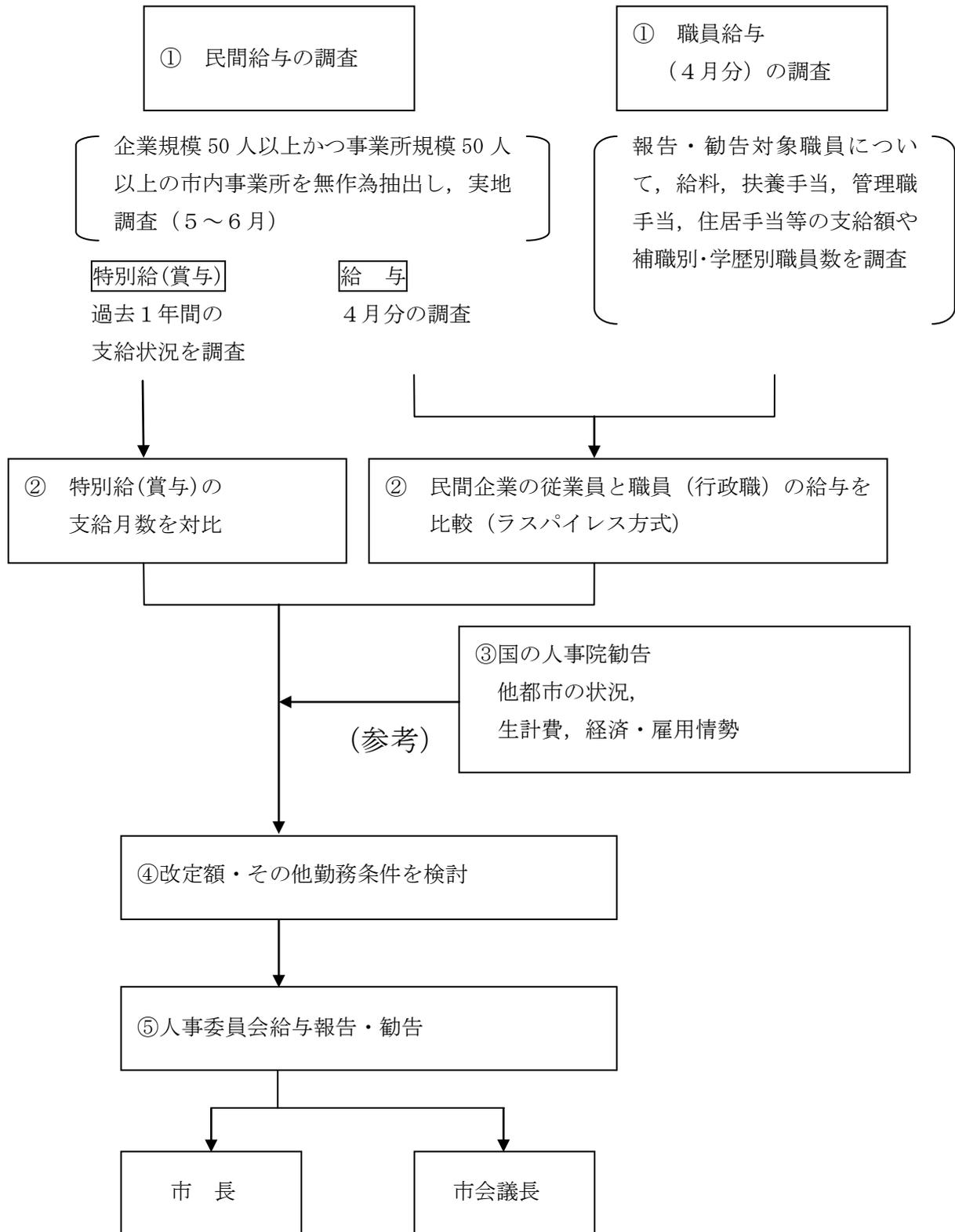
(注) 1 ①は平成23年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成27年基準である。
 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ③の値のうち, ※の付された数値は, 実数である。
 4 ④の兵庫県の数値は, 労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数	⑧ 所定外労働 時間数	⑨ 消 費 支 出 (名 目)						⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵 庫 県		(調査 産業計) (全国)	(調査 産業計) (全国)	全 国				神 戸 市		全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計				二人以上の世帯		二人以上の世帯の うち勤労者世帯		二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯			
指数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*101.6	1.6	148.3	12.7	*282.2	*△1.8	*309.6	*△1.8	*265.0	*297.6	△ 0.1	0.0	△ 2.4
*102.4	0.8	147.9	12.6	*283.0	*0.3	*313.1	*1.1	*235.2	*245.7	0.7	0.6	2.7
103.5	1.4	153.1	13.2	295.9	△ 0.9	329.9	△ 2.4	252.0	283.7	0.4	△ 0.2	2.1
102.3	0.8	144.7	12.3	283.1	0.4	315.2	2.8	261.7	261.3	0.4	△ 0.3	2.1
102.7	1.2	154.2	12.3	268.8	2.8	296.7	7.2	209.9	217.3	0.4	0.1	2.2
102.1	0.1	150.5	12.4	279.2	0.4	308.8	2.1	206.2	207.8	0.4	0.4	2.5
102.2	0.7	144.5	12.0	280.3	1.4	301.6	0.0	208.0	216.6	0.7	0.3	2.9
103.2	1.3	148.4	12.5	268.8	0.6	295.2	△ 0.4	207.4	233.5	0.7	0.8	3.0
103.1	1.8	149.7	12.8	282.9	0.3	313.7	2.6	247.9	322.8	0.2	0.0	3.5
102.6	0.1	150.9	13.1	277.4	2.4	301.2	2.4	213.3	236.1	0.6	0.5	3.5
102.6	0.8	148.9	13.2	322.2	1.2	352.1	0.8	276.3	286.5	1.0	1.1	3.0
103.9	2.5	139.0	12.0	289.7	3.7	317.7	3.4	261.8	279.5	1.4	1.5	2.7
104.2	3.3	143.1	12.4	265.6	1.9	289.2	△ 3.0	313.5	423.7	1.5	1.4	2.6
105.1	2.4	147.6	12.9	301.2	1.1	335.0	△ 0.6	261.5	271.9	1.1	1.0	2.1
106.9	3.4	150.9	13.0	294.4	△ 0.5	335.0	1.5	311.7	407.3	0.6	0.6	2.1
106.5	4.2	146.6	12.4	281.3	△ 0.6	312.4	△ 0.9	250.1	260.0	0.7	0.8	2.7
106.8	4.1	152.7	12.4	267.6	△ 0.4	292.0	△ 1.6	235.7	260.2	0.7	0.4	2.8
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

5 ④, ⑤, ⑥, ⑨の平成28年度, 29年度の欄のうち, *の付された数値は, それぞれ平成28暦年, 平成29暦年の数値である。

6 ⑨は, 農林漁家世帯を含む数値である。

(参考) 給与報告・勧告の手順



民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあっては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあってはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、59 ページ第10表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBETW

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008